

三燦会内規改定内容比較表

内規変更箇所

条項	現行	変更案
5. 【懇親会規定】	三燦会役員の懇親会費として、原則年に一回、一人につき、2,000円まで、補助金を支給できるものとする。	三燦会役員の懇親会費として、原則、年一回、一人につき上限3,000円まで、補助金を支給できる。支給額は各年度の常任役員会で決める。